

# 平成30年余市町議会第1回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時40分

○招 集 年 月 日 〃 7番 近 藤 徹 哉  
平成30年4月23日（月曜日）

○招 集 の 場 所  
余市町議事堂

○開 会  
平成30年4月23日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）  
余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫  
余市町議会副議長 11番 白 川 栄美子  
余市町議会議員 2番 吉 田 豊  
〃 3番 辻 井 潤  
〃 4番 岸 本 好 且  
〃 5番 土 屋 美奈子  
〃 8番 吉 田 浩 一  
〃 9番 佐 藤 一 夫  
〃 10番 野 崎 奎 一  
〃 12番 庄 巖 龍  
〃 13番 安 久 莊一郎  
〃 14番 大 物 翔  
〃 15番 中 谷 栄 利  
〃 16番 藤 野 博 三  
〃 17番 茅 根 英 昭  
〃 18番 溝 口 賢 誇

○欠 席 議 員 （2名）  
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二

〇出 席 者  
余 市 町 長 嶋 保  
副 町 長 鍋 谷 慎 二  
総 務 部 長 前 坂 伸 也  
総 務 課 長 須 貝 達 哉  
企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一  
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文  
財 政 課 長 高 橋 伸 明  
税 務 課 長 紺 谷 友 之  
民 生 部 長 須 藤 明 彦  
町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成  
高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実  
保 健 課 長 羽 生 満 広  
環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人  
経 済 部 長 細 山 俊 樹  
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一  
商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨  
建 設 水 道 部 長 久 保 宏  
建 設 課 長 亀 尾 次 雄  
ま ち づ くり 計 画 課 長 千 葉 雅 樹  
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一  
水 道 課 長 渡 辺 郁 尚  
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山 本 金 五  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美  
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆  
教 育 部 長 小 俣 芳 則  
学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志

社会教育課長 奈良 論  
選挙管理委員会事務局長 中 島 豊  
(併) 監査委員事務局長

○事務局職員出席者

事務局 長 杉 本 雅 純  
議事係 長 枝 村 潤  
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 余市町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 2 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 3 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 4 号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 5 号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 6 号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 7 号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基

準を定める条例等の一部を改正する  
条例案

第 10 議案第 8 号 余市町固定資産評価  
員の選任につき同意を求めることに  
ついて

---

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから平成30年余  
市町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

なお、野呂議員は病氣療養中のため、近藤議員  
は所用のためそれぞれ欠席の旨届け出がありました  
ことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 8 件、  
他に議長の諸般報告です。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第 1、会議録署名議  
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によ  
り、議席番号 3 番、辻井議員、議席番号 4 番、岸  
本議員、議席番号 5 番、土屋議員、以上のとおり  
指名いたします。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第 2、会期の決定を  
議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を  
求めます。

○16番（藤野博三君） 平成30年余市町議会第 1  
回臨時会開催に当たり、20日午前10時より委員会  
室におきまして議会運営委員会が開催されました  
ので、その審議経過並びに結果につきまして私か  
らご報告申し上げます。

委員 6 名の出席のもと、さらに説明員として鍋  
谷副町長、前坂総務部長、須貝総務課長の出席が

ありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案8件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第4号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第7、議案第5号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第8、議案第6号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第9、議案第7号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案、以上4件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第8号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しまし

た。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○議長（中井寿夫君）** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、委員の派遣についてご報告申し上げます。会議規則第73条の規定に基づき、産業建設常任委員会より5月8日から11日までの4日間、鳥取県日南町、福岡県うきは市に所管事務調査にかかわる行政視察のため委員の派遣要求があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般報告を終わります。

---

**○議長（中井寿夫君）** 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市

計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**税務課長(紺谷友之君)** ただいま上程されました議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読申し上げます。

議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案。

余市町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年法律第3号として、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年政令第127号として、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年総務省令第24号及び第25号として平成30年3月31日にそれぞれ公布され、総務省令第24号の一部規定及び第25号を除き、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、給与所得控除並びに公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴う調整でございます。個人所得課税の見直しにより、平成33年度分の個人住民税から給与所得控除並びに公的年金等控除の引き下げとともに、基礎控除を同額引き上げることにより非課税限度額における基準額等について給与収入換算で要件等が変わらないよう所要の整備を行うものでございます。

次に、固定資産税につきまして土地の負担調整

措置の現行の仕組みを3年間延長する措置でございます。また、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例につきまして特例措置の拡充、縮減及び延長を行うものであります。

次に、たばこ税につきましては、税率の引き上げと課税方式の見直しでございます。国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、地方のたばこ税を平成30年10月1日から3段階で引き上げを行うものでございます。さらに、国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを行い、平成30年10月1日から5年間で段階的に移行させるものでございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただければと存じます。

引き続きまして、一括上程されました議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読申し上げます。

議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

このたびの余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、ただいまご説明申し上げます議案第1号と同様地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うものであります。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決

定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

議事の取り扱い上、議員協議会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

---

再開 午前10時50分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 何点かわからないところも含めて教えていただきたいなと思います。

議案第1号のほうなのですけれども、ページ数が打っていないものですか、あれなのですけれども、2枚目の第1条の10になるのか、地方税関係手続用電子情報処理組織とあります。ここが意味がわからないのですから、この意味を教えてくださいなということが1点。

2点目として、今回はたばこ税関係が非常に多いのですけれども、いわゆる電子たばこという部分で、先ほど協議会の中でも税の算出方法というのは出たのだけれども、現時点で加熱式たばこのルートというのか、今はコンビニエンスストア等で売られているのだけれども、私加熱式吸っていないからわからないのだけれども、短いたばこみたいなものがあります。それというのは、従来の問屋さんから出ているのですか。一般的に普通のたばこであれば、要するにどこかの問屋さんというか、決まっているところから必ずそこから出てきます。それで、その時点で課税されると。何本出たら幾らというふうに本数が自動的に変えられて、税が入ってくるはずなのだけれども、この加

熱式たばこというのはどういうルートで流れているのですか。この辺がわからないので、わかれば教えていただきたいと思います。

○税務課長（紺谷友之君） 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の電子手続についての関係でございますが、こちらにつきましては地方税電子化協議会という団体がございます、こちらのほうで私どものほうの住民税のデータですとか償却資産の申告データ等の窓口となっているところでございますが、こちらの電子化の手続に関しましては、地方税電子化協議会というのが窓口になるということとなっております。

また、加熱式たばこにつきましては、大きく今3種類ございまして、日本たばこ、JTで販売されておりますブルーム・テック、フィリップモリス社で生産されておりますアイコス、ブリティッシュ・タバコ社で生産されておりますグローと3種類ございますが、いずれもたばこ税の部分の関係してくるところでございますので、一般の製造式のたばこと同様の流通形態で販売されているというふうに解釈しております。

○14番（大物 翔君） 私からは、給与所得控除の変更について伺ってまいりたいのですけれども、今回の改正というのは、もともと当初政府は夫婦控除というものをつくりたかったみたいなのです。ただ、いろいろ議論があった結果、いわゆる103万円の壁を150万円に引き上げるという改正になったと。どうしてこうなったかという、もともと世帯に課税をするという考え方が世帯主さんなり、主収入者がその家において、その奥さんなり、同居人さんが補助的に働くことで家計をトータルで支えるという考え方に基づいて、たしか1950年代ごろだったと思うのですけれども、につくられた税法の仕組みのままきっていて、一方現在どうかといえば共働きが当たり前になりつつある中で、それは時代に合わないのではないかという

ところからたしか議論が始まったと思うのです。今回その改正が行われて、本年度分から適用されていくはずなのですが、ただこれをやったとしても、実際に今は人不足なわけで、労働不足なわけではないですか。労働力不足となってくると、この基準を引き上げたとしても働いている雇い主さんの都合とかもあって、結局働いてくれというふうをお願いされてしまって、この控除額を突破するようなケースというのは結構出てくるのではないかなと思うのですけれども、その辺の影響と、税金と見た場合のこの変更による税金見込みの予想というのはどういうふうになっているのか教えてください。

**○税務課長（紺谷友之君）** 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

本改正における税負担の増減等という部分でございますが、本改正によりまして増税となるという部分に関しましては、主に年収が850万円超の給与所得者で、子育て、介護等の事情がない方、公的年金等の受給者で年金以外の所得が1,000万円を超える方、所得が2,400万円を超える方でございます。一方、減税となりますのが所得2,400万円以下の自営業者、フリーランス等の方ということとなっております。こちらの影響、予想という部分なのですが、納税者個々の事情によりまして各種控除額等大きく異なってくることから、現時点において影響額の算定は困難なところでございますが、本改正は平成33年度以降の個人住民税によって適用されるというところでございますので、以降の課税状況調査等で傾向が見えてくるものではないかと考えているところでございます。

**○14番（大物 翔君）** 今後の調査によってわかってくるだろうと、そこは承知いたしました。

今の課長の答弁の中で、年収850万円以上で22歳未満の子育て中の人がいるか、もしくは介護されている人がいない場合にそうなるのだよという話だったので、子育て中というのは多分

住民票を見ればわかると思うのですけれども、介護を受けているか否かというのはどういうことを根拠に見ていくのかなという疑問が湧くのが1つ。

あと、実際に去年の10月にも最低賃金法改正されているのです。ここ最近毎年頻繁に変わっているのですけれども、去年の10月までの最低賃金786円だったのです。現在810円なのです。もし1日4時間、週5回で1カ月を4.5週で計算すると月当たり90時間働くことになるわけなのです。これを5時間で計算すると、112.5時間働くことになるのです。こうなった場合、単純に、あくまで単純計算です。1日4時間で週5働いている人と約2万8,800円ふえるのです、年間で。同じケースで1日5時間のケースで計算すると、3万2,400円上がるのです。今だんだん、だんだん最低賃金が引き上がっていている関係もある。スーパーですとかコンビニというのは、私もその現場にいた人間としての見解ですけれども、人件費がすごく重たいのです。だから、安易になかなか時給上げられないという事情もあって、ほぼ最低賃金のケースが多いのです。ただ、下限値が上がってくると、家計にとっては一見助かるのだけれども、結局そういう部分でまた障害が出てきて、また無理が出てくる部分があるのではないかなというのが大いに心配されるころなのです。そのあたりは、やはり今後にならなければ全くわからないというのが現時点での見解でよろしいのでしょうか。改めて確認いたします。

**○税務課長（紺谷友之君）** 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

年収850万円超の世帯の介護という部分でございますが、こちらにつきましては給与所得の収入が850万円を超える居住者で、介護の部分に関しましては特別障害者に該当する方を生計同一としている方につきまして介護世帯というふうにみなしまして、特例措置を講ずるということとなってご

ざいます。

また、最低賃金見直し云々という部分に関しましては、現段階で改正等に含めた情報というのは私ども持ち得ていないところなのですが、平成31年度以降の税制改正におきましても所得のあり方という部分に関しては検討していくというふうに明記されている部分でありますので、その部分を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長(羽生満広君) ただいま上程されました議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、余市町国民健康保険税条例につきましても関係部分について所要の改正をいたすものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険における財政運営の責任主体が余市町から北海道に移行されることに伴う課税額の定義に関する改正を初め、国民健康保険税の軽減基準のうち5割軽減に係る基準について被保険者の数に乘すべき金額を現行の27万円から27万5,000円に、2割軽減に係る基準について被保険者の数に乘すべき金額を49万円から50万円にそれぞれ引き上げる改正と、特例対象被保険者等に係る申告に関する規定

について所要の改正をいたすものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

（1）基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（2）後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（3）介護納付金課税被保険者（国民健康保険

の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じま



す。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回の改正ですと、5割軽減と2割軽減の方の範囲が少し広がるということだと思うのですが、去年も同じような質問をしているのですが、これによって新たに軽減の対象となる、要は負担が軽減できる世帯ないし人数というのはどのぐらいになるのかなというのが1つ気になる場所なのです。7割軽減といいますと、実質生活保護世帯の方、もしくはそれに準ずる方だと思うので、そこは今変わっていないので、聞かないのですが、お答え願います。

○保健課長（羽生満広君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

このたびの改正による影響につきましては、平成29年度当初の状況に基づき試算を行いましたところ、軽減世帯対象外から新たに2割軽減世帯となります世帯が20世帯、影響額で申しますと約43万円、2割軽減世帯から5割軽減世帯に移行されます世帯が4世帯で、影響額で申し上げますと14万円の計24世帯、全体では約57万円の影響額が出るというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） たしか去年が十数世帯という話だったと思うので、少しふえました。

あと、これにあわせての話で2つあるのですが、1つは前々から申し上げていて、今はまだその時期ではないという答弁はいただいているのですが、何せかんせ国保は高いのです、社保に比べてという部分もあるものですから、大変複雑で慎重な議論が必要かとは存じますが、独自軽減というものも今後考えていく必要って場合によっては出てくるのではないかなということが1つあります。それに対する見解を伺いた

いのが1つと、あと7割軽減に絡む話になってくるのですが、このままいきますとことしの10月に生活保護基準が見直されます。具体的にまだどうなるという決定したものは、恐らく原課にもおりにきていないとは思いますが、そうすると課税、非課税の分野も含めて随分変わってくる部分出てきてしまうと思うのです。そうなった場合の国保会計のほうの基準というものは、方向性としては見直されていく方向性なのでしょうか、それとも現在の水準をなるべく据え置く方向で考えていくのでしょうか。そのあたり現時点で見解ありましたら伺いたいと思います。

○保健課長（羽生満広君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の独自削減の部分につきましては、現在のところ考えておりませんが、今後に向けて調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

2点目の具体的な部分につきましては、議員おっしゃるとおり、国のほうからまだ明確に示されておりませんので、その動向を注視しながら、今後調査してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第6、議案第4号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第7、議案第5号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第8、議案第6号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第9、議案第7号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第6ないし日程第9を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長(増田豊実君) ただいま一括上程となりました議案第4号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ないし議案第7号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

ます。

今回ご提案申し上げます議案4件につきましては、平成30年3月22日に公布されております介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)により基準省令等が改正されたことに伴い、関係条例につきまして規定の追加及び見直し並びに条項の移動等を行うものでございます。

初めに、議案第4号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、指定地域密着型サービス事業者等の申請資格要件として、これまでの法人に加え病床を有する診療所が追加されたことによるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を削り、同条中「及び法第115条の12第2項第1号」を削り、「である者」を「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)

第4条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

次に、一括上程されております議案第5号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号につきましては、訪問介護員の規定の変更により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護に係る訪問介護員について資格要件の規定がなされたこと、さらに認知症に関する定義の変更に伴う引用条項の整理等を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「政令で定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限

る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了したものに限る。）」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項及び第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項中「特定施設をいう。以下」の次に「この項において」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

次に、一括上程されております議案第6号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第6号につきましては、認知症に関する定義の変更に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護

予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年余市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

次に、一括上程されております議案第7号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第7号につきましては、主任介護支援専門員の経過措置適用に係る定義の見直しによる条項の整理を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案。

余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

（余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年余市町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

（余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年余市町条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上、一括上程されました議案第4号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ないし議案第7号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わり

ました。

一括議題の議案4件についてこれより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長(中井寿夫君)** 日程第10、議案第8号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○町長(嶋 保君)** ただいま上程されました議案第8号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

ご案内のとおり、本町の4月1日付人事異動の発令に伴いまして固定資産評価員についても異動が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、本臨時会において選任同意の提案を申し上げる次第でございます。

地方税法第404条第2項には、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任すると規定されておりますことから、議員各位のお手元に配付いたしております余市町黒川町18丁目4番地7、紺谷友之を固定資産評価員としてご同意いただきたく、提案申し上げます。

次に、紺谷友之の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、余市郡余市町黒川町18丁目4番地7でございます。職歴は、平成5年4月に余市町職員として採用され、民生部福祉課国民

年金係に配属、それ以後総務部総務課財務係、総務部税務課納税係、民生部高齢者福祉課高齢者福祉係、総務部税務課課税係、総務部税務課課税係長、総務部企画政策課広報広聴係長、総務部企画政策課主幹、総務部税務課主幹、平成30年4月、総務部税務課長に就任し、現在に至っております。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第8号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年4月23日提出、余市町長、嶋 保。

次ページをごらん願います。記、住所、余市郡余市町黒川町18丁目4番地7。氏名、紺谷友之。生年月日、昭和43年5月27日生まれ。

以上、議案第8号につきまして提案理由を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成30年余市町議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時40分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            6番    中    井    寿    夫

余市町議会議員            3番    辻    井            潤

余市町議会議員            4番    岸    本    好    且

余市町議会議員            5番    土    屋    美奈子